

I. 事実の概要

5 甲ビルは、令和2年9月に竣工された、東棟・西棟で構成され、それぞれ地上30階・地下10階建ての複合ビルである。令和3年12月現在、同ビル東棟は、地上5階から30階は住居、地下3階から地上4階は生活必需品を扱う商店や飲食店などの商業施設並びに幼稚園といった保育施設、地下10階から地下2階は駐車場・避難施設等として使用されており、地上1階及び地上5階には、同ビルを管理する管理センターや警備室があった。

10 同ビル西棟は、東棟と同じ階に管理センターと警備室がある他、全て商業施設として使用されていて、服飾専門店・高級飲食店などが入居しており、地上5階には東棟と西棟を繋ぐ30m程度の通路があった。同ビルは、全体的に最新の不燃性素材が使用された他、エレベーターやエスカレーター・非常階段及び上記連結通路には耐火性の高い素材で作られた隔壁が設置されていることや、スプリンクラーといった消火設備を完備するなど、徹底的な火災防止措置が施されている建物であったため、仮に建物内のどこで火災が発生したとしても、他の階・棟に火災が及ぶ危険性は極めて低かった。そして、西棟の商業施設は22時になると全て閉店し、同時刻から朝8時までは東棟の管理センターが西棟も管理・監視することから管理センター及び警備室も無人となる為、22時が過ぎると西棟は無人状態となるが、東棟は地上4階に0時まで営業する保育園があり、保育園の保育士はその隣室及び地上5階で生活をしていた。

15 Xは、甲ビルを所有していた乙株式会社(以下「乙社」)の株主で、株主優待の一環として、甲ビルに優先的に入居する権利が与えられていた。しかし、Xはそれを「株主なら絶対に入居できる」と錯覚していたところ、令和3年10月に、乙社に対して甲ビル東棟の地上10階の一室に入居申請をしたが、既に満室であった為、入居することが出来なかった。Xは憤慨し、自分以外の者が甲ビルに入居するのは納得できないという理由から、甲ビルを燃やすことを企てた。

20 令和3年12月某日23時、Xは、ガソリン70Lとライターを用意し、甲ビル西棟地上5階の非常階段から1階にかけてガソリンを撒き、1階で火を放った。階段があった部分には隔壁が少なかったことから、地上5階の連結通路付近まで燃え上がったが、そこにあった火災報知器がこれを感知し、出動した消防隊の消火活動により消火された。Xが放った火は、最終的に甲ビル西棟の非常階段部分地上1階から7階、並びに連結通路の西側約10mの部分と隔壁を損壊した上、連結通路にあった内部装飾(木造像・絵画等)が燃え、そこから煙が発生し、東棟の保育園にいた保育士及び園児がこれを吸い、一時的な肺障害を罹患した。なお、Xはビル内に人がいても構わないと考えていた。

35 以上の事実関係の下、Xの罪責を検討せよ。なお、罪責は刑法典上のものに限る。

参考判例：最決平成元年7月14日刑集43巻7号641頁、最決平成元年7月7日判時1326号157頁

II. 問題の所在

5 現住建造物等放火罪(108条)における、建造物の一体性判断及び既遂時期の判断が問題となる。

III. 学説の状況

建造物の一体性について

ア説

10 建造物の一体性を物理的一体性のみから判断するとする説¹。

イ説

15 建造物の一体性の判断において物理的一体性が弱い場合に、補充的に機能的一体性も考慮に入れるとする説²。

「焼損」の意義について

A説(効用喪失説)

20 火力により目的物の重要部分が焼失して、その本来の効用が失われた状態を焼損とする説³。

B説(重要部分燃焼開始説)

目的物の重要部分が燃焼を開始した状態を焼損とする説⁴。

C説(毀棄説)

25 火力により、毀棄罪において必要とされる程度の損壊が建造物に生じた状態を焼損とする説⁵。

D説(独立燃焼説)

30 火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態を焼損とする説⁶。

¹ 西田典之『刑法各論[第7版]』(弘文堂,2018)320頁。

² 井田良『講義刑法学・各論[第2版]』(有斐閣,2020)415頁。

³ 曾根威彦『刑法各論[第5版]』(弘文堂,2012)218頁。

⁴ 小野清一郎『新訂刑法講義各論[第3版]』(有斐閣,2001)233頁。

⁵ 大谷實『刑法講義各論[新版第5版]』(成文堂,2019)389頁。

⁶ 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣,2010)384頁。

IV. 判例

建造物の一体性について

東京地判平成 16 年 4 月 20 日判時 1877 号 154 頁。

[事案の概要]

- 5 被告人が、鉄筋コンクリート造 4 階建の本件建物の空室に放火するとともに、無言電話等を繰り返すことで被害者に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負わせた事案。

[判旨]

- 「…本件建物は鉄筋コンクリート造の耐火建造物となっており、一つの居室で発生した火災が容易には他の居室へ延焼し難い構造になっているということは認められるものの、以上の認定事実によれば、二〇二号室で発生した火災が本件建物の他の居室に延焼する可能性があったこと自体はやはり否定し難いというべきであるし、本件犯行で発生した火災により生じた一酸化炭素等の有毒ガスが、他の居室に入り込んでそこにいる人に危険を及ぼす可能性もまた否定できないと認められる上、本件建物の各居室は出入口、階段及び通路を共用し、各居室に自由に行き来することができていたというのであるから、以上を総合すれば、刑法一〇八条の適用に当たっても、本件建物は、物理的にも機能的にも全体として一個の建造物に当たると認めるのが相当である。」
- 10
- 15

[引用の趣旨]

本判決は、本件建物が物理的にも機能的にも一体性があったことを理由に現住建造物等放火罪を成立させているため、検察側にとって有用である。

20

「焼損」の意義について

最高裁昭和 23 月 11 月 2 日判決刑集第 2 卷 12 号 1443 頁。

[事実の概要]

- 被告人は、家屋に放火して同家と共に家財を焼いて保険金を入手しこれを右の権利金に充てようとして決意し、被告人の妻が外出中、前記四畳半の南側に設けてあった吊棚式押入の内側の壁紙にマッチで火をつけ現に人の住居に使用している家屋に放火したため、火は天井に燃え移り、よって右家屋の天井板約一尺四方を焼燬した。
- 25

[判旨]

- 「被告人が原判示家屋の押入内壁紙にマッチで放火したため火は天井に燃え移り右家屋の天井板約一尺四方を焼燬した事実を認定しているのであるから、右の事実自体によって、火勢は放火の媒介物を離れて家屋が独立燃焼する程度に達したことが認められるので、原判示の事実は放火既遂罪を構成する事実を充たしたものである。」
- 30

[引用の趣旨]

- 本判決は、家屋の押入内壁紙にマッチで放火したため火が天井に燃え移り、右家屋の天井板約一尺四方を焼燬した以上、火勢は放火の媒介物を離れて家屋が独立燃焼する程度に達
- 35

したのであるから放火既遂罪が成立するとしており、「焼損」の意義に関して検察側のとる独立燃焼説に親和的である。

V. 学説の検討

5 建造物の一体性について

ア説について

建造物の一体性のみでは全体に危険が及ぶかの判断が難しく、本説は妥当でない。

よって検察側はア説を採用しない。

10 イ説について

機能的一体性とは、全体が一体として日夜人の起居に利用されているかどうかをいうところ、居住部分と一体として利用されることにより、人がそこに居合わせて火災の危険にさらされる可能性が増加するため、機能的一体性についても考慮に入れるべきである⁷。

よって検察側はイ説を採用する。

15

「焼損」の意義について

A説(効用喪失説)について

本説は財産侵害的側面を強調しすぎており、放火罪や失火罪の既遂時期が遅くなりすぎる⁸。

20 よって検察側はA説を採用しない。

B説(重要部分燃焼開始説)について

「重要部分」に関する基準・概念が曖昧であり、いかなる観点から「重要部分」にあたるかを判断するかが明瞭でない⁹。

25 よって検察側はB説を採用しない。

C説(毀棄説)について

器物損壊罪という財産犯の基準を借用することは、財産侵害的側面を重視しすぎており、放火罪の公共危険的側面を蔑ろにしていると言える。

30 よって検察側はC説を採用しない。

D説(独立燃焼説)について

⁷ 井田・前掲 415 頁。

⁸ 山口・前掲 384 頁。

⁹ 西田典之『刑法各論[第7版]』(弘文堂,2018)276 頁。

本説によれば、目的物が独立に燃焼を継続するに至った時点で、公共の危険が生ずるに至ったとみることができるため、妥当である。

よって検察側は D 説を採用する。

5 VI. 本問の検討

1.X が甲ビル西棟 1 階に火を放った行為に現住建造物等放火罪(108 条)が成立しないか。

(1)まず、「現に人が住居に使用し」とは、現に人が起臥寝食する場所として使用していることを指す。本件では、本件西棟部分は、商業施設として使用されており、「現に人が住居に使用し」している場所には当たらないが、本件東棟の 5 階から 30 階部分は住居として使用されており、4 階と 5 階では保育園の保育士が生活をしていたため、「現に人が住居に使用し」している場所にあたる。また、X が火を放った 23 時頃には、本件東棟の 4 階に保育士と園児がいたため、「現に人がいる」といえる。

もともと、X が放火したのは非現住建造物である本件西棟の 1 階であり、X は現住建造物等放火罪の実行に着手したといえないのではないか。本件西棟の 1 階と本件東棟の 4 階から 30 階の一体性が問題となる。

ア. この点について、108 条が 109 条に比べて重く処罰される根拠は、現住建造物に放火する方が、人の生命・身体に危険を及ぼしやすいからである。そこで、建造物の一体性の判断は、物理的・機能的一体性を考慮し、人の生命・身体に及ぼす危険の可能性の高さによってすべきである。

イ. 本件では、甲ビルは、全体的に最新の不燃性素材が使用された他、エレベーターやエスカレーター・非常階段及び上記連結通路には耐火性の高い素材で作られた隔壁が設置されていることや、スプリンクラーといった消火設備を完備するなど、徹底的な火災防止措置が施されている建物であったため、仮に建物内のどこで火災が発生したとしても、他の階・棟に火災が及ぶ危険性は極めて低かった。そのため、物理的一体性は否定されることも思える。もともと、甲ビルは地上 5 階に西棟と東棟を繋ぐ連絡通路があり、そこから火災による有毒ガスが現住建造物である東棟に流れ込む危険性が高いため、物理的一体性はあるといえる。また、東棟の居住者は、住居を出入りする際に西棟との連絡通路付近を通る可能性がある。そして、連絡通路のすぐ近くの東棟 4 階には 0 時まで営業している保育園があり、保育園から帰る園児や園児の保護者も連絡通路付近を通る可能性が高かったといえる。そのため、機能的一体性も認められる。

ウ. したがって、本件西棟の 1 階と本件東棟の 4 階から 30 階の一体性があるといえ、X は現住建造物等放火罪の実行に着手したといえる。

(2)次に、「焼損」とは、火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態を指す。本件では、X は西棟の 1 階で火を放ったにも関わらず、そこから火が燃え広がり、非常階段部分地上 1 階から 7 階、連結通路の西側約 10m の部分と隔壁が損壊した

上、連結通路にあった内部装飾(木造像・絵画等)が燃えたため、火が媒介物を離れて目的物が独立に燃焼を継続するに至った状態になったといえ、「焼損」したといえる。

(3)「放火」とは、目的物の焼損という結果発生を惹起するに足る行為をいう。本件では、前述の通り、Xが火を放った行為により、西棟の非常階段部分地上1階から7階、並びに
5 連結通路の西側約10mの部分と、連結通路にあった内部装飾(木造像・絵画等)が焼損している
るので、「放火」したといえる。

(4)そして、Xは自己の放火行為を認識しており、ビル内に人がいても構わないと考えていたことから、自己の放火行為を認容していたといえ、故意が認められる。

2.よって、Xに現住建造物等放火罪が成立する。

10

VII. 結論

Xの行為に現住建造物等放火罪(108条)が成立し、Xはその罪責を負う。

以上

15